

法務省民商第1753号

平成19年8月29日

法務局民事行政部長 殿

(除く東京)

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

役員全員解任を内容とする登記申請があった場合の取扱いの解釈について  
(通知)

標記の件について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、  
別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願  
います。



法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長

役員全員解任を内容とする登記申請があった場合の取扱いについて  
(照会)

平成 1 5 年 5 月 6 日付け民商第 1 4 0 5 号貴職通知記の 1 において、会社又は法人の役員全員の解任を内容とする変更登記の申請があった場合には、速やかに、当該会社又は法人に適宜の方法で連絡するものとされています。本通知の趣旨にかんがみれば、株式会社において、会計参与に変更はないもののその他の役員全員の解任を内容とする変更登記の申請があった場合にも、同様に取り扱うべきものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

また、上記通知記の 3 において、登記完了前に、解任されたとされる代表者から、当該申請に係る申請人が代表者の地位にないことを仮に定める内容の仮処分決定書等が提出された場合には、当該決定書等を本件登記申請の審査の資料とすることができるかとされています。本通知の趣旨にかんがみれば、登記申請から相応の短期間内に、解任されたとされる代表者からそのような仮処分の申立てを行った旨の上申書（仮処分申立書の写し添付）が提出された場合には、当該申請に係る決定等が行われるまでの間登記を留保すべきものと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

別紙 2

法務省民商第 1752 号

平成 19 年 8 月 29 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

役員全員解任を内容とする登記申請があった場合の取扱いの解釈について  
(回答)

本月 27 日付け 1 法登記 1 第 614 号をもって照会のあった標記の件については、前段後段ともに、貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。